平成２５年（フ）第４９号
大分県豊後高田市草地4620番地４、申立時の住所大分県宇佐市大字南宇佐2525番地の１
破産者　渡部小百合
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
大分県宇佐市安心院町下毛1904番地、申立時の住所大分県宇佐市院内町高並659番地の２
破産者　三原佳代子
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６５号
宮崎市大塚町樋ノ口1898番地　第３サンフローラル605号
破産者　成合　良三
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字真栄里204番地339
破産者　瀬川　仁美
１　決定年月日　平成25年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第１５１２号
大阪府茨木市新堂３丁目14番２号
破産者　岸　　文子
１　決定年月日　平成25年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７８号
大阪府八尾市北本町１丁目２番29―201号
破産者　芦田　法子
１　決定年月日　平成25年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６２号
大阪府八尾市南本町６丁目５番27号
破産者　江﨑　敏幸
１　決定年月日　平成25年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６５号
札幌市中央区北４条西16丁目１番地３　栗林幌西ビル403号
破産者　光井　　正
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４５号
札幌市豊平区平岸１条９丁目２番17号　平岸ハイツ402号
破産者　高橋　悠子（旧姓川上・丹野・田村）
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
北海道小樽市赤岩１丁目５番50号
破産者　佐藤千恵子
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３号
群馬県沼田市高橋場町2111番地１
破産者　富沢　麻美
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第２６９２号
東京都練馬区関町東２丁目９番５号コーポ活水102、申立時の住所横浜市神奈川区二ツ谷町２番地１
破産者　中家　真弓（申立時の氏大内）
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４２号
神奈川県伊勢原市高森６丁目14番地の２　ハイツくぬぎＢ―102号
破産者　古小路親志
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０３号
川崎市川崎区東門前２丁目１番12号　ユナイト川崎大師アルバート202、前住所川崎市川崎区元木２丁目４番５―407号　ダイアパレス川崎元木町
破産者　加藤　秋代
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
福井市日之出２丁目２番13号
破産者　久保　昭治
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
福井県丹生郡越前町梅浦第69号22番地１
破産者　加茂　将也
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
福井県坂井市春江町為国西の宮８番地10
破産者　三上　邦男
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
福井市月見２丁目１番３号　月見マンション203号
破産者　友永　靖子
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
福井県鯖江市御幸町４丁目３番６号　イーストカーサー３―105
破産者　トータルリペアマイスターこと　下牧　俊之
１　決定年月日　平成25年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係